**一般廃棄物（家庭ごみ）搬入許可申請書**

令和　　年　　月　　日

田辺市廃棄物処理課長　宛て

下記のとおり廃棄物の搬入許可を申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 搬入者氏名 |  | 電話番号 |  |
| 搬入者住所 | 建物名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号室 |
| ごみ発生場所 | 田辺市建物名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号室 |
| 発生理由・搬入者との関係 |  |
| 搬入日 | 令和　　年　　月　　日　(　)　午前・午後　　時　　分 |
| 本人確認証明書種類 | マイナンバーカード・自動車運転免許証・保険証・その他(　　　　　　　) |
| 運転免許証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 搬入車種・ごみ種 | ☐軽四車　　　　　　　☐1トンから2トン車まで　　　　　☐可燃物　　　　　　　☐不燃物 |
| 車数 | 車　 | 処理手数料 | 円　 |
| 車番 | (　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　\*例　和歌山500わ0000 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処理困難物一覧 | マットレス(シングル以下)　　床 | マットレス(シングル超)　　　　　床 |
| タイヤ(ホイール無し)　　　　本　 | タイヤ(ホイールあり)　　　　　　本 |
| 消火器(内容物有り)　　　　　本 | 消火器(内容物無し)　　　　　　　本 |
| バッテリー　　　　　　　　　個 | マッサージ器(椅子型)　　　　　　台 |
| オルガン　　　　　　　　　　台 | エレクトーン　　　　　　　　　　台 |
| ピアノ　　　　　　　　　　　台 |  |
| 　合計　　　　　　　　円　　 |

１　自身の家庭生活に伴って発生したごみの搬入に限ります。産業廃棄物、他人のごみ、田辺市以外で発生したごみの搬入は違法行為となるためできません。違法行為と判断した場合は田辺警察署に通報することがあります。

２　ごみの分別を徹底してください。分別がなされていない場合は、一旦ごみを持ち帰っていただき分別後改めて搬入していただくことになります。

３　搬入日時は、月曜日から金曜日(平日に限る)の午前８時30分から午後４時です。なお、毎月第４日曜日（２月は除く）も搬入することができますが、その場合の搬入時間は午前９時30分から午後３時30分になります。時間厳守してください。

４　長い物は、短く切断してから搬入してください。（木は約１ｍ・ホース・ひも等は約30㎝）

５　処理困難物(タイヤ・バッテリー・消火器等)を搬入される場合は、搬入処理手数料が必要となります。

＊上記注意事項を確認の上、申請をしてください。

　このほか、本市の指示に従っていただけない場合は搬入を許可しません。